

芦屋港活性化推進委員会の検討体制について

令和5年11月に開催された芦屋港活性化推進委員会において、大きな方向性を定める事項のみを審議するなど、本委員会のあり方を検討するよう意見がありましたので、芦屋港活性化推進委員会の検討体制の考え方を次のとおり説明します。

1 芦屋港活性化推進委員会の体制

○審議事項

- ・芦屋港及び周辺機能等の活性化の方向性（基本的な方針）や計画等の策定に関することを審議していく。具体的には、既に芦屋港活性化基本計画（平成31年3月策定）や芦屋港活性化基本計画第1回変更計画（令和2年5月策定）、並びにそれ以降で定めた大きな方向性は審議せず、大きな方向性として定めていない新たな事項について審議していく。なお、方向性（基本的な方針）や計画等に変更が生じた場合は、その変更内容を報告する。
- ・芦屋港活性化基本計画（平成31年3月策定）や芦屋港活性化基本計画第1回変更計画（令和2年5月策定）以降に変更となった箇所があるため、芦屋港活性化基本計画第2回変更計画書としてとりまとめることとし、その内容については審議事項とする。

○報告事項

- ・芦屋港活性化基本計画（平成31年3月策定）や芦屋港活性化基本計画第1回変更計画（令和2年5月策定）、並びにそれ以降で定めた大きな方向性が、地域の関係団体や関係行政機関、芦屋町議会等との協議調整により変更となった内容については、情報共有の観点から基本的に報告事項とする。

2 管理運営組織専門委員会の体制

管理運営組織の形成及び事業概要について、地域の関係団体との協議調整が必要で関係者による積極的かつ効率的な審議をおこなうために設置。審議により大きな方向性をとりまとめた場合には、芦屋港活性化推進委員会にて報告する。

○管理運営組織専門分科会の構成員（案）

町議会の議員、町民、事務局〔芦屋港活性化推進室〕

以上